

盛土等を行う開発で、開発許可を受けて
5月25日までに工事着手していない場合、
盛土規制法に基づく**許可が必要**になります。

■ **工事着手とは**、工事現場において設計図書等と照合して行う最初の
くい打ち等の地形の変更の着手をいいます。

※ 請負契約の締結や資材の搬入ではありません。

■ 盛土規制法に基づく**許可が必要となった場合は**、許可手続きに先立ち、
改めて、**予定標識の設置や近隣住民への説明等が必要**となります。

※ 住民説明の範囲や内容が開発許可と違います。

※ この場合は盛土等の許可後でなければ着工できません。

※ **5月25日までに工事着手した開発許可**は、6月2日までに工事着手届を
提出してください。期日までに提出が無い場合、未着工とみなす可能性があります。
また、盛土規制法に基づく**届出を6月16日までに提出**してください。

盛土等を行う開発で
5月26日以降の開発許可日になる場合は、
盛土規制法に関する**手続きが追加**されます。

■ **5月26日以降の開発許可は**、盛土規制法に基づく許可を受けたもの
とみなされ(みなし許可)、**以下の手続きが必要**となります。

- ・ 近隣住民への事前説明（開発許可と説明範囲が異なります。）
- ・ 許可標識設置（開発許可、盛土等許可のそれぞれの標識設置が必要です。）
- ・ 定期報告及び中間検査の実施

■ **令和7年4月以降に申請する開発許可**は、許可交付が**5月26日以降**
になるおそれがあるため、**みなし許可における手続き**をしていただ
きますようお願いいたします。

みなし許可等については「盛土規制法の運用開始について」
のお知らせをご参照ください。

【お問い合わせ先】 開発・盛土指導課 TEL 711-4587